

ICT戦略室発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込:円)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和3年度大阪市情報通信ネットワーク基盤改修・整備業務委託	01 情報処理	株式会社日立製作所 関西支社	30,574,472	令和3年8月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項2号	W2	適用
2	令和3年度マイクロソフト社製ソフトウェア等検証用ライセンス取得業務委託(概算契約)	01 情報処理	株式会社大塚商会	2,895,789	令和3年8月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
3	大阪市情報通信ネットワークに係る運用保守業務における一部業務の引継対応業務委託	01 情報処理	株式会社日立製作所 関西支社	29,887,000	令和3年8月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和3年度大阪市情報通信ネットワーク基盤改修・整備業務委託
- 2 契約の相手方
株式会社日立製作所 関西支社
- 3 随意契約理由
株式会社日立製作所関西支社は本市ネットワーク基盤の開発・保守業者であり、当該事業以外に履行させた場合、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがあるため。
- 4 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号（W2）
- 5 担当部署
ICT戦略室基盤担当（電話番号 06-6543-7118）

特名随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度マイクロソフト社製ソフトウェア等検証用ライセンス取得業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社大塚商会 LA関西営業部

3 随意契約理由

緊急時等、市民へ迅速な情報発信や問い合わせ対応等を行うため、ウェブ側のインターフェースとデータベースが連動するアプリを簡単に作成できることが必要であり、ローコードツールの検証を進めている。

本市内部に向けては、既に庁内情報ネットワーク（イントラネット）に導入されている一方、外部に向けては、セキュリティの観点から、新たにローコードツールを利用するためのライセンスが必要であるため、既に有する知見を活かすことができ、かつ他自治体で実績のあるマイクロソフト社のローコードツールを検証利用できるよう、ライセンス取得業務を実施するものである。

本市では、庁内情報ネットワークや LGWAN ネットワーク等のネットワーク内においてマイクロソフト社製のソフトウェア及びサービスを利用しており、それらを利用するには、マイクロソフト社製ライセンスが必要となる。

本市は、マイクロソフト社との間で、GESA 契約（政府機関向けエンタープライズサブスクリプション契約一式）を締結しており、GESA 契約に基づき、毎年度、一般競争入札により、ライセンス取得業務委託の調達を行っている。今年度においては株式会社大塚商会を相手方に契約を締結している（委託期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日）。

GESA 契約において、本市は、既に締結しているライセンス取得業務委託契約の相手方に発注する必要があることから、今年度のマイクロソフト社製ライセンス取得業務委託の契約相手方である株式会社大塚商会が本件業務を実施できる唯一の事業者である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G4）

5 担当部署

ICT戦略室スマートシティ推進担当（電話番号 06-6208-7675）

随意契約理由書

- 1 案件名称
大阪市情報通信ネットワークに係る運用保守業務における一部業務の引継対応業務委託
- 2 契約の相手方
株式会社日立製作所 関西支社
- 3 随意契約理由
株式会社日立製作所関西支社は本市ネットワーク基盤の開発・保守業者であり、これまでヘルプデスク及び申請代行業務を行っていたが、令和4年1月1日以降は、大阪市中央情報処理センター運用業務委託事業者が当該業務を行うことになるので、業務の引継ぎを行わなければならない、現在の事業者以外に履行させることができないため。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G4）
- 5 担当部署
ICT戦略室基盤担当（電話番号 06-6543-7121）